府令

○内閣府令第四十三号

中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十八年法律第五十八号）の施行に伴い、地域再生法施行規則及び国家戦略特別区域法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十八年六月三十日　内閣総理大臣　安倍　晋三

地域再生法施行規則及び国家戦略特別区域法施行規則の一部を改正する内閣府令

（地域再生法施行規則の一部改正）

第一条　地域再生法施行規則（平成十七年内閣府令第五十三号）の一部を次のように改正する。

第三十二条中「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律」を「中小企業等経営強化法」に改める。

（国家戦略特別区域法施行規則の一部改正）

第二条　国家戦略特別区域法施行規則（平成二十六年内閣府令第二十号）の一部を次のように改正する。

第十四条第二号イ(1)中「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成十一年法律第十八号）第二条第五項」を「中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第二条第六項」に、同号ハ(1)中「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律施行令（平成十一年政令第二百一号）第二条第一項」を「中小企業等経営強化法施行令（平成十一年政令第二百一号）第三条第一項」に、同号ニ(1)及びホ(1)中「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律施行令第二条第一項」を「中小企業等経営強化法施行令第三条第一項」に改める。

附　則

この府令は、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成二十八年七月一日）から施行する。

○内閣府令第四十四号

金融庁設置法（平成十年法律第百三十号）及び金融庁組織令（平成十年政令第三百九十二号）並びに公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）及び公認会計士・監査審査会令（平成十二年政令第二百六十五号）を実施するため、金融庁組織規則及び公認会計士・監査審査会事務局組織規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十八年六月三十日　内閣総理大臣　安倍　晋三

金融庁組織規則及び公認会計士・監査審査会事務局組織規則の一部を改正する内閣府令

（金融庁組織規則の一部改正）

第一条　金融庁組織規則（平成十年総理府令第八十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「金融サービス利用者相談室」の下に「及びサイバーセキュリティ対策企画調整室」を加え、同条第十一項を同条第十三項とし、同条第十項中「（サイバーセキュリティ基本法（平成二十六年法律第百四号）第二条に規定するサイバーセキュリティをいう。）」を削り、同項を同条第十二項とし、同条中第四項から第九項までを二項ずつ繰り下げ、同条第三項の次に次の二項を加える。

4　サイバーセキュリティ対策企画調整室は、金融庁の所掌に係るサイバーセキュリティ（サイバーセキュリティ基本法（平成二十六年法律第百四号）第二条に規定するサイバーセキュリティをいう。第十二項において同じ。）の確保に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関する事務をつかさどる。

5　サイバーセキュリティ対策企画調整室に、室長を置く。

第四条の見出し中「企画官等」を「信用法制企画調整官等」に改め、同条第一項中「企画官一人、」を削り、同条第八項を削り、同条第九項を同条第八項とし、同条第十項を同条第九項とする。

第五条第一項中「市場インフラ構築調整官一人」の下に「、市場法制専門官一人、市場業務専門官一人」を加え、同条第五項を同条第七項とし、同条第四項を同条第六項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

4　市場法制専門官は、命を受けて、市場課の所掌事務のうち有価証券の取引等の規制に関する専門的事項に係る事務に従事する。

5　市場業務専門官は、命を受けて、市場課の所掌事務のうち金融商品債務引受業を行う者、取引情報蓄積機関及び振替機関等に関する制度の企画及び立案に関する専門的事項に係る事務に従事する。

第六条第一項中「企画官一人」を「企画官二人」に改める。

第七条第一項中「主任統括検査官七人、統括検査官九人以内」を「主任統括検査官九人、統括検査官六人以内」に、「三百八十五人以内」を「三百八十人以内」に改める。

第七条の二の見出しを「（システムリスク審査官及び金融派生商品等審査官）」に改め、同条第一項中「、審査企画官」を削り、同条第二項を削り、同条第三項を同条第二項とし、同条第四項を同条第三項とする。

第八条の二の見出しを「（企画官等）」に改め、同条第一項中「銀行第一課に」の下に「、企画官一人」を加え、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　企画官は、命を受けて、銀行第一課の所掌事務のうち重要事項についての企画及び立案に関する事務に従事する。

第十条第一項中「及び保険財務会計基準専門官二人」を「、保険財務会計基準専門官二人及び保険数理専門官五人（うち三人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）」に改め、同条に次の一項を加える。

8　保険数理専門官は、命を受けて、保険課の所掌事務のうち保険数理に関する専門的事項に係る事務に従事する。

第十八条第一項中「百八十五人」を「百八十六人」に、「三百二十人」を「三百二十一人」に改める。

（公認会計士・監査審査会事務局組織規則の一部改正）

第二条　公認会計士・監査審査会事務局組織規則（平成十六年内閣府令第十一号）の一部を次のように改める。

第一条中「公認会計士監査審査官一人」の下に「、総括公認会計士監査検査官一人」を加え、「七人」を「六人」に改める。

第八条を第九条とし、第七条を第八条とし、第六条の次に次の一条を加える。

（総括公認会計士監査検査官の職務）

第七条　総括公認会計士監査検査官は、命を受けて、検査を実施し、並びに主任公認会計士監査検査官及び公認会計士監査検査官の行う事務を整理する。

附　則

この府令は、平成二十八年七月一日から施行する。